

自転車指導啓発重点地区（結城警察署）

令和4年5月

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 一時不停止
- 並進
- 携帯電話を使用しながらの運転



区分	H29	H30	R1	R2	R3
自転車関連事故（件数）	24	20	22	14	13

【重点地区】 小田林駅周辺

選定理由

- ・ 本地区には、小田林駅があるほか、中学校が立地し、通勤・通学での自転車利用者が多く、並進や一時不停止で通行する自転車も多い。
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望が寄せられている。

重点地区



★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

